

# 令和 7 年度 事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人  
埼玉県共同募金会毛呂山町支会

# 令和 7 年度 社会福祉法人埼玉県共同募金会毛呂山町支会事業計画

## 1) 広報活動

- ① 社協だより掲載
  - ・共同募金運動告知（10月）
  - ・赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の実績報告（4月）
- ② 社協ホームページ掲載（共同募金ページ）

## 2) 赤い羽根共同募金運動期間

（10月1日～3月31日までの6ヶ月間）

＜強化期間：10月1日～12月31日までの3ヶ月間＞

- ① 戸別募金運動
  - ・行政区単位で福祉委員（区長）を通じ、世帯ごとの募金のとりまとめを依頼します。
  - ・リーフレット、赤い羽根を配布し、各世帯にご協力を呼びかけます。
- ② 職域募金運動
  - ・役場をはじめとする町内公共機関及び関係機関に募金の協力を呼びかけます。（募金用バッジ・クオカード・図書カードの資材を活用し募金のご協力をお願いします）
  - ・町内の福祉施設・団体等へ募金のご協力を呼びかけます。また募金のとりまとめを依頼します。
- ③ 学校募金運動
  - ・児童生徒が福祉に触れるきっかけとなるように、町内の小中高等学校全校に資材（ポスター、赤い羽根）を配布し、募金運動のご協力を依頼します。
- ④ 街頭募金運動
  - ・赤十字奉仕団等へご協力を依頼します。（イベント会場等で募金の協力を呼びかけます）
  - ・社協役員（理事・監事・評議員）及び民生委員等へご協力を依頼します。（駅前等で募金の協力を呼びかけます。）
  - ・町内店舗、商店に募金のご協力を呼びかけます。また募金箱の設置をお願いします。
- ⑤ 個人大口・法人募金運動
  - ・篤志者や企業等に募金のご協力を呼びかけます。

⑥ 窓口募金運動

- ・事務局窓口において、上記募金運動以外の募金の受け入れを行ないます。

3) 地域歳末たすけあい募金運動期間

(10月1日～3月31日までの6ヶ月間)

<強化期間：10月1日～12月31日>

① 戸別募金運動

- ・行政区単位で福祉委員（区長）を通じ、世帯ごとの募金のとりまとめを依頼します。

② 個人大口・法人募金運動

- ・篤志者や企業等に募金のご協力を呼びかけます。

③ 窓口募金運動

- ・事務局窓口において、上記募金運動以外の募金の受け入れを行ないます。

4) 災害義援金受付

災害発生時に埼玉県共同募金会の通知により実施します。